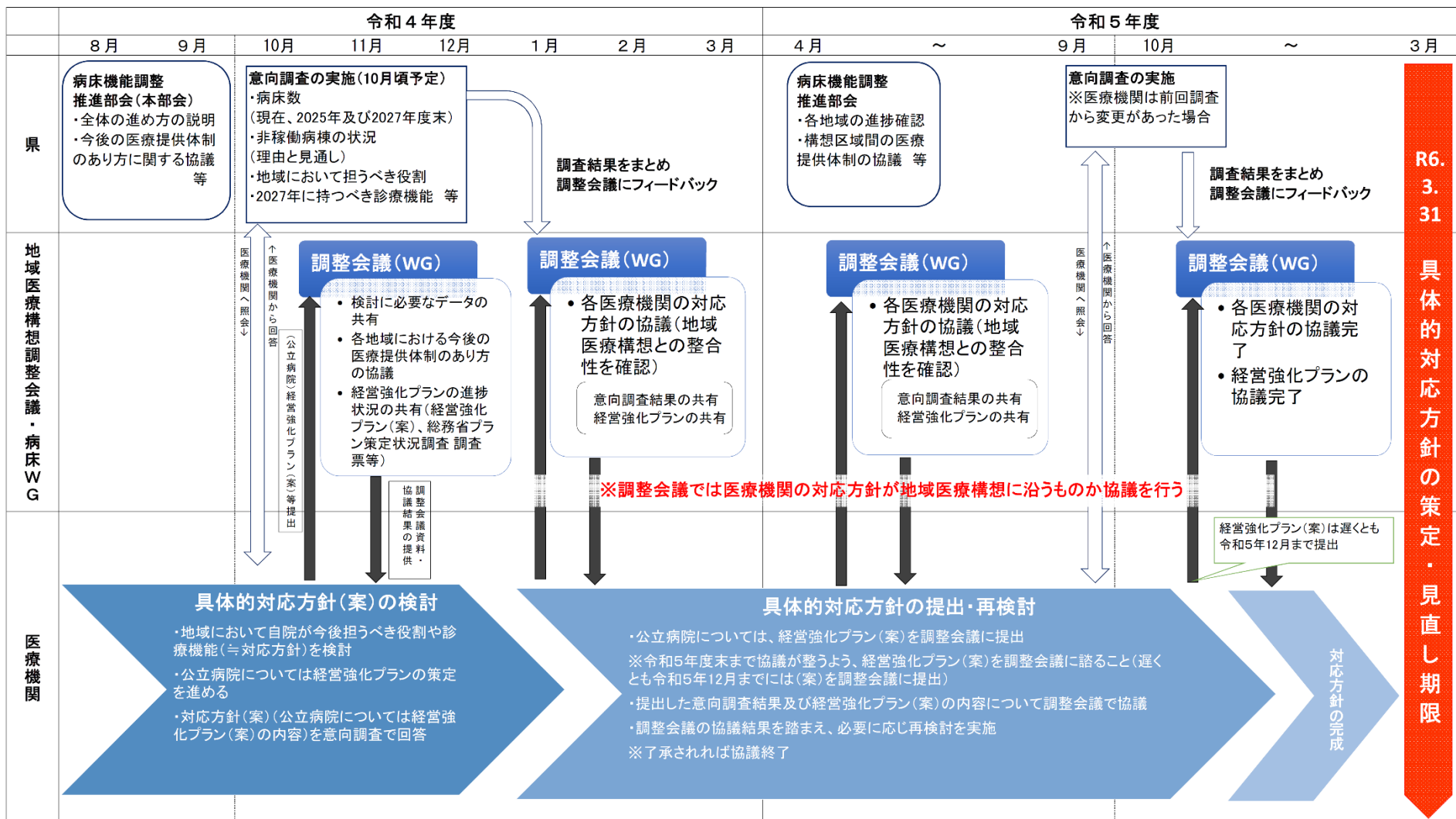


# 地域医療構想の推進に係る意向調査の結果について

## 地域医療構想の進め方

- 地域医療構想の実現に向けた取組みについては、2022年度(令和4年度)及び2023年度(令和5年度)において、民間病院も含めた各医療機関の具体的対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。
- 公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン(案)」を対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議することとされている。
- 下記の調整会議やWGの開催時期・回数については、各地域の検討状況やその他議題の検討に合わせ、各総合支庁が調整する。





# 地域医療構想の推進に向けた基本的な考え方

## 《役割の整理》

○ 行政は「検討材料（データ）の提供」と「協議の論点整理」、  
医療機関は「地域において担うべき役割の決定」という役割分担

### ◆ 全県 → 医療政策課

- 国や他県の動向を踏まえた政策立案
- 地域や各医療機関が将来のあるべき姿を検討できるような客観的データ（現状、将来推計等）の提供
- 基金を活用した施設・設備整備補助等

### ◆ 二次医療圏 → 各地域保健所

#### 《調整会議の運営》

- 客観的データ（現状、将来推計等）の共有
- 各医療機関がコロナ対応や日常の診療を通じて感じている地域の状況や課題を聞き取り、共有
- 地域の実情に合った論点整理と協議の展開

### ◆ 医療機関

- 調整会議で共有されたデータや課題を踏まえ、自院が地域において今後担うべき役割や診療機能について検討・決定
- 病床機能報告や意向調査に反映
- 次回の調整会議でフィードバック

# 地域医療構想の推進に向けた基本的な考え方

## 《地域医療構想の実現に向けたサイクル》

### 調整会議

- ・客観的データ（現状、将来推計等）の共有
- ・各医療機関がコロナ対応や日常の診療を通じて感じている地域の状況や課題を共有
- ・地域の実情に合った論点整理と協議の展開

※地域医療構想アドバイザー（山形大学大学院  
村上教授）の助言を得ながら推進

### 医療政策課

- ・病床機能報告や意向調査（仮称）の整理・分析
- ・調整会議にフィードバック

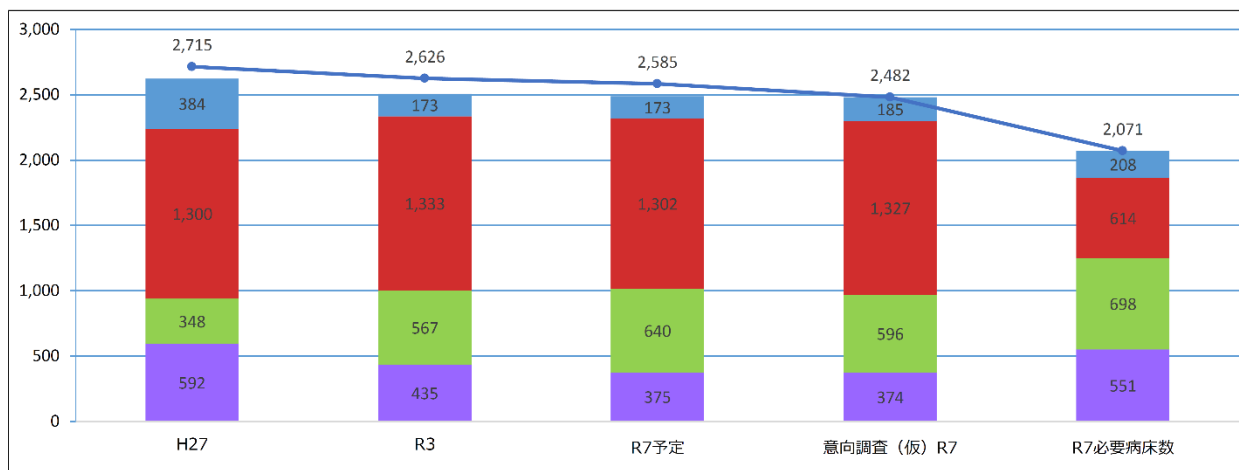
### 医療機関

- ・調整会議で共有されたデータや課題を踏まえ、自院が地域において今後担うべき役割や診療機能について検討・決定
- ・病床機能報告や意向調査（仮称）に反映

# 意向調査を加味した令和7年までの病床数の推移

次のグラフは、意向調査を加味した現時点で最新の病床数の予定を仮置きしたもの

- 意向調査回答医療機関……R4意向調査におけるR7病床数
- 意向調査未回答医療機関……R3病床機能報告におけるR7度病床数



	病床機能報告			意向調査+ 病床機能報告	地域医療構想における 必要病床数(推計値)	
	H27	R3	R7予定	意向調査 (仮)R7 ①	R7必要病床数 ②	②-① 比較
高度急性期	384	173	173	185	208	23
急性期	1,300	1,333	1,302	1,327	614	▲ 713
回復期	348	567	640	596	698	102
慢性期	592	435	375	374	551	177
合計	2,715	2,626	2,585	2,482	2,071	▲ 411

※病床機能報告の合計には休床を含むため、4区分の合計とは一致しない

## 地域医療構想調整会議での協議内容

### 《協議の対象期間》

- 地域医療構想は2025年までの実現を目指すものとされており、2025年が一つの区切りではあるが、今後の調整会議における協議については、公立病院経営強化プランの対象期間である2027年（5年後）やその先を念頭に、地域が目指すべき医療提供体制について協議することとしてはどうか。

### 《具体的な協議事項の例》

- ・ 地域の医療ニーズ（人口や患者動向）はどのように変化するか
- ・ 5年後や10年後も各医療機関は現在の体制や病院規模を維持できるか
- ・ 地域内の医療機能を維持するために、集約化を図る必要があるのはどのような機能か
- ・ 「中核的医療を担う基幹病院」の医療機能はどこが担うべきか
- ・ 休日・夜間の救急医療に対応できる医療機能はどこが担うべきか
- ・ 地域包括ケアシステムを支える医療機能はどこが担うべきか
- ・ 地域の医療機関間の「連携」とは具体的に何をどのように行うのか
- ・ 建物の老朽化等を機に、機能再編や統合を検討する余地はないか